5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第710号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社エクセル
2．住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目12番24号小峰ビル５Ｆ
3．代表者の氏名　代表取締役　岡屋　英敏
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2409号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社アルワン
2．住所　長野県飯田市鼎名古熊2166番地11
3．代表者の氏名　代表取締役　大平　喜久
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2140号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　エイエムリサーチアンドリポート株式会社
2．住所　東京都港区赤坂二丁目17番７号赤坂溜池タワー９階
3．代表者の氏名　代表取締役　尾藤　　哲
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1891号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　三井インベストメントパートナー株式会社
2．住所　東京都杉並区和田２丁目32番９号
3．代表者の氏名　代表取締役社長　三井　明子
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1082号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社大基
2．住所　東京都中央区日本橋兜町11番２号
3．代表者の氏名　代表取締役　大羽　　登
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第838号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社アイランドキャピタル
2．住所　東京都渋谷区渋谷１－８－３（旧住所：山梨県北杜市白州町横手1722―３）(旧々住所：東京都港区元麻布３－４－23)
3．代表者の氏名　代表取締役　荒井　正純
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第496号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　Teneo Partners Limited
2．住所　東京都千代田区紀尾井町３番31―1102
3．代表者の氏名　日本における代表者　トーマス・ディー・キャリック
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第882号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年８月 13 日
関東財務局長　森川　卓也

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 13 日
東北地方整備局長　青山　俊行
1　処分をした年月日　平成22年７月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北発電工業株式会社　鈴木　　滿　宮城県仙台市青葉区大町２―15―29　国土交通大臣（特―19）第3144号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 13 日
北陸地方整備局長　前川　秀和